

## 生坂村空家等対策協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。) 第7条第1項の規定に基づき組織する生坂村空家等対策協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関すること。
- (2) その他村長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は委員 10 人以内で組織する。

2 委員は村長のほか、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 村議会議員
- (3) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
- (4) その他村長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は村長をもって充て、副会長は委員が互選する。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は会長が必要と認める場合には、オンライン会議システム(映像と音声の送

受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。)を利用した会議への出席を前項の規定による出席に含めるものとする。

- 4 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は会長が必要と認める場合には、委員以外の者に協議会への出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 協議会は会長が必要と認める場合には、会議を開催することなく、書面による協議を行うことができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び協議会の会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、村づくり推進室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。